

狛江市民吹奏楽団規約

Ver.6.0

目次

第1条 (名称及び所在地)

第2条 (設立)

第3条 (目的)

第4条 (活動)

第5条 (団員)

第6条 (役員)

第7条 (団長及び副団長)

第8条 (代表者)

第9条 (音楽監督)

第10条 (指揮者)

第11条 (パートリーダー)

第12条 (会議)

第13条 (総会)

第14条 (役員会)

第15条 (運営委員会)

第16条 (特別委員会)

第17条 (経費)

第18条 (改正)

団員に関する規定(本規第4条の細則)

1.資格

2.遵守義務

3.団費

4.入団

5.出欠席等の届け

6.懲戒

7.休団

8.退団

第1条 （名称及び所在地）

本団体は、「狛江市民吹奏楽団」と称し所在地を代表者宅に置く。

第2条 （設立）

本団体は、1997年11月1日に設立した。

第3条 （目的）

本団体は音楽を通じて団員相互の親睦を深めるとともに演奏技術の向上をめざし、地域の文化活動に積極的に参加し、地域文化の発展、向上に寄与するものとする。

第4条 （活動）

本団体は第2条の目的を達成する為に次の活動をする。

1. 演奏会などの演奏活動
2. 演奏技術向上のための練習
3. その他目的達成のための活動

第5条 （団員）

1. 団員は目的に賛同するもので、本団が認めた者。
2. 団員に関する細則は別に定める。

第6条 （役員）

1. 役員は以下の者とする。
 - 団長 1名
 - 副団長 2名
 - 代表者 1名
2. 任期は2年、役員の任命・継続は総会で審議3分の2以上の賛成により決定するものとする。
3. 任期終了に満たないうちに職務の継続が不可能になった場合(退団・休団)は、臨時総会を開き役員を追加できるものとする。新役員の任期は、前任の役員の任期を引き継ぐ事とする。また、臨時総会にて追加した役員の人数は必要に応じ上記第5条1項に定める人数は超過してもよいものとする。(2019.6.23改定)
4. 削除
5. 役員が休団中は代理人を立てる。
6. 役員を解任する場合は、不信任案を運営委員会に提出し、その後臨時総会を開き審議の後、可否決をとる。可決は、総会出席者の3分の2以上を必要とする。可決された場合は、引き続き不足した役員を決定し任命する。任命された役員の任期は、前役員の任期を引き継ぐものとする。

第7条 （団長及び副団長）

1. 団長は、団員をまとめ、会議で決定された内容に沿って楽団の運営を行う。
2. 各係の代表者を任命する。
3. 副団長は、団長を補佐する。又、団長欠席及び休団中の時は代理人として団を運営する。

第8条 （代表者）

1. 代表者は、市との交渉などを行う時などに団長の補佐をする。
2. 代表者は、団長との兼任も可とする。
3. 代表者の休団中は、団長を代理人としてその職務を行う。

第9条 （音楽監督）

削除

第10条（指揮者）

1. 指揮者は、練習計画と指導に当たる。
2. 指揮者は役員会において任命・解任される事とする。また、団員より推薦、リコールの意向があれば、それを役員会で審議及び可否決し、その後任命・解任されるものとする。

第11条（パートリーダー）

1. パートリーダーはパートで推薦し団長が任命する。
2. パートリーダーは、自パートの楽器・楽譜の管理、出欠の確とパート内の連絡をし、パート内の演奏技術の向上を目指す。又、以上の事柄に関しての責任を負う。

第12条（会議）

本団体の会議は次の通りとする。

(1)総会 (2)役員会 (3)運営委員会 (4)特別委員会

第13条（総会）

1. 総会は団員により構成され、団長が招集する。
2. 総会は団員の3分の2の出席をもって成立し議事の決定は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
3. 定例会は年1回とし、その他必要に応じて臨時総会を開催する事ができる。
4. 総会では、年度計画(予算を含む)、役員を選出、審議及び任命、その他楽団の重要事項の審議決定を行う。
5. 議長は会議の前に立候補を募り総会出席者の3分の2以上の賛成により決定する。議長が決まらない場合は、団長を議長とする。

第14条（役員会）

1. 役員会の構成は、団長・副団長・代表者からなる。
2. 同会は、練習・演奏会・事業計画の立案及び運営委員会で募集された曲より曲目の選出を行う。

第15条（運営委員会）

1. 運営委員会は、団長・副団長・各係と代表者により構成される。

2. 同会は、予算案の作成・審議及び年度計画の審議、演奏会計案の立案・審議・決定、練習内容の審議・決定、曲目の募集等を行う。
3. 同会は、活動内容によって活動目的別に特別委員会を設置する事ができる。
4. 同会の任務を分担する為以下の係りを同会に設置する。
 - (1)総務 (2) 会計 (3)渉外 (4)広報 (5)楽譜管理
 - (6)楽器管理 (7)合奏計画(インスペクター) (8)企画(レクリエーション)

第16条 （特別委員会）

1. 特別委員会は、目的達成のために目的別に運営委員会により設置される。
2. 同会は、希望する団員及び活動内容に関係する者の者より構成され、団長が任命する。
3. 又同会は、活動目的達成した後解散する。

第17条 （経費）

1. 本団体の経費は、団費、助成金、寄付金その他を持ってこれを充てる。
2. 団費の額は運営委員会で審議し、総会で決議 する。
3. 経費の利用は、利用案を提出し運営委員会で審議の後に支給される。
4. 会計年度は9月1日～8月31日までとする。(2019.6.23改定)
5. 監査の任期は1年。人数は若干名とする。監査は団員総会にて選出・任命されるものとする。任命は総会で審議、3分の2以上賛成により決定する。

第18条 （改正）

規約の改正は総会にて行い、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

団員に関する規定(本規第4条の細則)

1.資格

- 団員は本団の主旨に賛同する者でなければならない。
- ただし、18歳未満の者については、保護者の承諾を必要とする。

2.遵守義務

- 規約の遵守
- 団活動への積極的参加
- 団費の納入

3.団費

- 団員は団費を納入しなければならない。
- 団費は月払いとし、納入方法は運営委員会で決定する。
- 既納の団費は如可を問わず返金しない。

4.入団

- 団員になろうとする者は、仮入団届けを提出する。その後1ヶ月間を仮入団期間とし、仮入団期間終了後正式な入団届と入団費を合わせて提出し、団の承諾を受けなければならない。

5.出欠席等の届け

- やむを得ない理由により練習に欠席する場合は、練習日の前日までにパートリーダーに連絡しなければならない。

6.懲戒

- 役員会は団員が次の一つに該当する場合においては、これに対して懲戒処分として戒告、停団、または除名の処分をする事ができる。
 1. 練習への出席不良または、無届けの欠席、遅刻、早退の多い場合。(3ヶ月間)
 2. 団費を著しく滞納した場合。(6ヶ月間)
 3. マルチ商法・ねずみ講及び宗教勧誘など、団員としての信義を損なう行為のあった場合。

7.休団

- やむを得ない理由で通常の団活動の継続が困難になった者は、休団届けを提出し団長の承諾を得て休団する事ができる。ただし、役員が指定した演奏会に出演する者は、その演奏会の前は休団できない。定期演奏会前2ヶ月前と初夏の音楽会1ヶ月前は休団できない事を原則とする。
- 休団期間は最長2年とする。
- 休団期間が2年を超える場合は退団となる。
- 団費納入時に休団時期を申請する。休団月数を差し引いた分を支払う。

8.退団

- やむを得ない理由により団活動の継続が困難となった者は、退団届けを団長に提出して退団する事ができる。